

市議会議員一般選挙
立候補予定者説明会を開催



4月23日(日)執行の市議会議員一般選挙の立候補予定者説明会を開催します。立候補予定者1人につき参加者は2人までです。

日・時 1月20日(金)午後2時 **場** 市職員会館2階(岸城町)

■政治家の寄附は禁止!

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により禁止されています。一人ひとりがルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

問 選挙管理委員会事務局 ☎ 423-9692



新庁舎整備基本計画(案)
に関する市民説明会を開催

現地建て替えを行う新庁舎整備基本計画(案)の説明会を開催します。全会場同内容のため、申し込みは1人1会場をお願いします。当日申し込みも可能です。

日時	場所
1/11(木) 19:00~20:00	福祉総合センター(野田町1丁目)
1/12(木) 19:00~20:00	東岸和田市民センター(土生町4丁目 リハープ4階)
1/14(土) 10:00~11:00	桜台市民センター(下松町4丁目)
1/15(日) 10:00~11:00	八木市民センター(池尻町)
1/17(火) 19:00~20:00	春木市民センター(春木若松町)
1/18(水) 19:00~20:00	山直市民センター(三田町)

申・問 電話またはQRコードから庁舎建設準備課へ ☎ 447-4581



養育費に関する公正証書等
作成費用を補助します

離婚による子どもへの負担を最小限にするため、養育費や面会交流など離婚後の子育てについて公正証書等で取り決めることは重要です。市では養育費に関する公正証書等の作成費用を補助します。申請方法や必要書類など、詳しくは市ホームページをご確認ください。

対 市内在住のひとり親で、次の①~④の要件に全て当てはまる人
① 養育費の取り決めに係る費用を令和4年4月1日以降に負担している人
② 養育費の取り決めに係る債務名義を有している人
③ 養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している人
④ 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め公正証書等作成に係る補助金等を受給していない人 **問** 子ども家庭課 子育て給付担当 ☎ 423-9624



対象経費(上限3万円)
① 公証人手数料令に定められた公証人手数料
② 家庭裁判所の調停申し立てまたは裁判に要する収入印紙代、郵便切手代
③ 戸籍謄本等添付書類取得費用

電子図書館がオープンしました



パソコンやスマートフォン、タブレットから24時間電子書籍の貸し出しや返却ができます。文字を大きくできる本や、読み上げ機能



つくろう! マイナンバーカード

手続きは事前予約制です。電話またはQRコードからご予約ください。



予約・問 マイナンバーカード予約専用電話番号 ☎ 423-9751、市民課マイナンバーカードコールセンター ☎ 423-9509

■延長開庁と休日開庁

受付時間延長日	休日開庁日
1/20(金)、2/20(月) 9:00~19:00	1/8(日)、2/5(日) 9:00~15:00

■出張申請

詳しくは市ホームページをご確認ください。

日時	場所
1/5(木) 10:00~16:00	大宮地区公民館(加守町4丁目)
1/12(木) 10:00~16:00	山直市民センター(三田町)
1/17(水) 13:00~16:00	葛城上地区公民館(塔原町)
2/1(木) 10:00~16:00	山滝地区公民館(稲葉町)
2/8(木) 10:00~12:00	山滝支所(内畑町)
2/10(金) 10:00~16:00	光明地区公民館(尾生町)
2/14(水) 10:00~16:00	八木市民センター(池尻町)

■マイナポイントの手続きは2月末まで!

昨年12月末までにマイナンバーカードを申請した人が対象です。詳しくは総務省ホームページをご確認ください。



がついた英語の絵本もあります。貸し出し点数は3点まで、貸出期間は14日間(336時間)で、自動返却されます。市立図書館の「図書利用券」があれば利用できます。詳しくは図書館ホームページをご確認ください。

問 図書館本館 ☎ 422-2142



効果が少なくなったり、鉛管を使用している場合は、微量の鉛が溶出することがあります。念のため、使い始めのバケツ1杯程度は飲用以外にお使いください。また給水管の管理は、各自で行う必要があります。詳しくはお問い合わせください。

■貯水槽の管理は適正に

マンションやビルの多くは、いったん貯水槽に水をためてから各戸に給水されるシステムになっています。貯水槽の管理者は、水質が悪くならないよう、年1回の定期清掃や施設の点検など、日頃から適正な管理に努めてください。また、有効水量10m³を超える貯水槽は、水道法で定期検査が義務づけられています。漏水や水質事故を防ぐためにも定期的に点検を行いましょう。

問 上水道工務課修繕管理担当 ☎ 423-9602

上下水道局からのお知らせ



■滞留水道水の使用法

朝一番や留守などで長期間使用しなかった水道水は、水道管に長時間滞留しているため、塩素の消毒